令和８年第６回今金町議会臨時会　第１号

令和８年８月２５日（火）

○議事日程

１　会議録署名議員の指名について

２　会期の決定について

３　議案第１号　令和８年度今金町一般会計補正予算（第４号）について

○出席議員（１２名）

議長１２番	芳賀芳夫君	副議長１１番	日置紳一君
１番	苅屋泰裕君	２番	岸　雅子君
３番	矢内義則君	４番	上村　忠君
５番	内ヶ島祐一君	６番	岸　徹也君
７番	村上忠弘君	８番	川上絹子君
９番	向井孝一君	１０番	村瀬　廣君

○欠席議員（０名）

○出席説明員

町長	中島光弘君
副町長	森　朋彦君
総務財政課長	山田　薫君
総務財政課長補佐	竹内佳生君
まちづくり推進課長	田中　崇君

○出席事務局職員

議会事務局長	鈴木正之君
議会事務局主事	海津侑也君

開議　午前１０時００分

◎開会の宣告

○議長（芳賀芳夫君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名で、定足数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和８年第６回今金町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（芳賀芳夫君）　これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（芳賀芳夫君）　日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の署名議員には、村上君、川上君を指名いたします。

◎日程第２　会期の決定

○議長（芳賀芳夫君）　日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日の１日間といたしたいのでありますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　ご異議がないので、会期は本日の１日間と決定いたしました。

◎日程第３　議案第１号

○議長（芳賀芳夫君）　日程第 3、議案第１号を議題といたします。

令和８年度今金町一般会計補正予算（第４号）について、理事者の説明を求めます。

副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　おはようございます。それでは議案第１号令和８年度今金町一般会計補正予算（第４号）について提案理由を申し上げます。今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2300 万 2000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 82 億 132 万 5000 円にしようとするものであります。

補正の主なものについて歳入より申し上げます。1 ページをお願いいたします。18 款繰入金において 26 万 7000 円の減額は、基金繰入金です。20 款諸収入において 2326 万 9000 円の追加は、貸付金元利収入です。次に歳出は２ページです。2 款総務費において 2300 万 2000 円の追加は、総務管理費です。以上補正予算の概要でございます。

本予算案につきましては、補助金交付に関わる不適切処理事案のうち、農林漁村振興交付金山村活性化対策事業により、農林水産省から交付されました交付金に関し、ソーシャルタウン今金町推進協議会が自主返還することで協議が整ったことに伴い、

その財源として貸付を行うために提案するものであります。歳出は返還額として認定されました、令和2年度から令和4年度の3か年に交付されました合計3000万円のうち、既に返還を終えている金額を差し引いた2300万2000円であり、歳入では、ソーシャルタウン今金町推進協議会からの償還金として、元本に年2.1%の貸付金利を加えました、合計額2326万9000円をそれぞれ計上したものであります。貸付期間につきましては、令和9年3月31日としたところでありますが、期限到来前までにソーシャルタウン今金町推進協議会において完済する旨の意思確認がされているところでありますので、申し添えいたします。

それでは本提案に当たり補足資料を添付しておりますので、その内容について、まちづくり推進課長より説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。以上提案理由でございます。御審議の上、特段の御理解と議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳賀芳夫君）　まちづくり推進課長、田中君。

○まちづくり推進課長（田中　崇君）　（まちづくり推進課長朗読説明、記載省略）

○議長（芳賀芳夫君）　説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑は、歳出歳入全般について行います。

向井君。

○９番（向井孝一君）　まずはですね、このソーシャルの起こした不適切処理の責任を町がこれほど面倒見なきゃならんのかっていうのが非常に疑問に思うし、その行政が貸付をするに当たって、これソーシャルの債務責任っていうのは、できれば固有名詞を上げてほしいと思う。何名の方が返還する対象になってんの。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　お答えをいたします。町費で今回一時的に対応ということでありますが、これにつきましては農水省のほうとの様々な協議の中で、時間的な利益のこともありますので、早急な対応を双方が求められているというところから、一定程度早いですね、自主返還ということの対応をしなければいけないという状況が生まれましたので、そのことに対応するためであります。

本来でありますと、おっしゃるとおりソーシャルタウン推進協議会のほうで、そのことに対応できればいいんですが、いわゆる目途とする期限までに資金の用意がなかなか今難しいというところもありますので、そこのところは議会のほうにお願いをしてですね、町としての対応をするということであります。このことにつきましては、今金町も構成団体の一員であるということと、それから山村活性化の交付金の要綱にも示されておりますけれども、いわゆる任意協議会が実施主体となる場合につきましては、そこに、地元の自治体が構成員となるということの取決め、規定があるということと、それからそのことにあたってですね、いわゆる経理、予算管理等々につきましての、いわゆる監査的な役割も求められているということの規定が明文化されているわけであります。

実態としては、このことが発覚するまでそのことについての認識は町としてはなか

ったわけでありますけれども、とはいえ、明文化されて、かつ、公表されていることでありますので、そこにおける道義的な責任ということもあるということも踏まえながらですね、今回の貸付金ということの対応に至ったと、対応するという判断に至ったということでありますので、よろしくお願いいたします。そのことにいわゆるソーシャルタウン推進協議会の中で、今回の貸付金に対する償還に対して、どういった方たちが対応するかということにつきましては、今はいわゆる中核となる方の中で、そういうことの方向性を持っております。

この後、また詳細のですね、検討に入っていくわけですけども、その中で対応頂く団体、あるいは、個人含めてですけれども、その範囲を明確にしていくということであります。ただし、先ほど申し上げましたが、中核となって、このことに関わってくださった団体、それから方たちについては、間違いなく返済期限までに完済するということの意思確認、合意が頂けてるということでありますので、そのことを申し上げてですね、答弁とさせていただきたいと思います。

この場では、個人名ですとか、特定されるようなことについては差し控えたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　向井君。

○９番（向井孝一君）　副町長の答弁では、全く理解できない。というのは、いいですか。補助金でないわけです。貸付ですよ。ほかの金融機関行ってこんな曖昧な形でね、いや返しますからって貸してくれるところどこあります。やはりきちっとね、ソーシャルの中で債務責任を負う人が何人で、その人ときちっと契約を交わして、初めてこれが成立する話ですよ。しかも行政がやるってことは民間以上に厳しいことが求められている。というのは、我々もあなた方も町民に対して説明責任あるわけですよ。

再度聞きますけども、債務責任っていうのは、おおよそでいいですけど、何名ですか。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　まさしくおっしゃるとおりで、町費を一時的とはいえ、活用することになるわけですから、そこには当然厳しさも持ちながら、それから確実にですね、そのことが返済されるということもですね、当然意識しながら進めることになるわけであります。今、先に契約行為があってというお話もありましたけれども、これは行政の仕組みとして、やはり予算根拠がなければ、そのことの契約行為ですとか、そういったことの具体の取組は進んでいけないということがあります。先ほど要綱案の中で、担当課長のほうからも説明を申し上げましたけれども、今回自治法の規定に基づいてですね、手続を進めようということであります。自治法の規定というのは、いわゆる町がいわゆる広域性ですとか、そういったことを勘案しながら、物事を取り組もうとする際にはですね、その根拠が当然必要なわけであって、その根拠については、今回のケースでいくと、予算を可決頂くということが一つの根拠になるわけです。その根拠をもって、要綱で定めているとおり貸借の契約をソーシャルタウン推進協議会と、それから今金町の間で締結をするということになります。その中で先ほど申し

上げましたとおり、いわゆる返済計画であったり、それからその債務の返済計画であったり、それから当然そこにどういった方たちが関わってくるかということもあらわされるということになるというふうに思いますので、まずは取り進めの順番といいますか、段取りとしては、今申し上げたとおりであります。あくまでも予算があって、そのことの取組がスタートできるということでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

決して甘さを持ちながらですね、何かしら融通するという意味合いでの今回の提案ではありません。課せられた、いわゆる交付金の返還について真摯に対応していくために、町のほうも必要な協力、措置ということの意味合いも含めてですね、今回の取組でありますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　向井君。

○９番（向井孝一君）　何回聞いても同じような答弁で、なかなか理解できないんだけども、やはり前回観光協会に対して返還命令かけた。あと補助団体で不適切がうたわれていたのが、このソーシャルという組織、ｉ・スマイルですよ。やはりそれに対してね、国の返還を、このようにして扱うんであれば、町の部分の返還命令も同時に出すっていうのが、当然だと思うんですよね。町のほうの返還っていうのはどう考えてんのかということと、あとは、観光協会のときに町長のほうから我々の責任、処分については、ソーシャルのときに証明しますっていうことがありました。この二つについてどう考えてるのか。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　まず、前半の質問でありますけど、今回はあくまでも国から交付された交付金についての提案であります。今金町も、町の単独財源を使用した補助金がありますので、こちらについては、前々回ですか、全員協議会の中でもいろいろお話をさせていただいておりますけれども、いま一歩内容の確認をさせていただくということであります。その後に、今回の農林水産省の国の交付金の関係の、いわゆる返還の方向性が見えましたので、そのことも参考にしながら、今、内容の精査をしてるということでありますので、この後、町の単独費については、改めてまた御報告なり、御相談をする場面があるというふうに、思っていただければいいかなというふうに思っております。このことに関して言いますと、今金町の単独財源の中にですね、一部国の関係の財源も入っていたりしますので、そのことの調整も行った後ですね、改めてしなければいけないということも、お知らせをしなければいけない事項かなというふうに思っておりますので、余りこう時間をかけるつもりはありませんけれども、改めて協議の整った段階で、また議会のほうにも御報告なり、御相談なりということの流れになろうかというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

それから先ほど、違う固有名詞が出ておりましたけれども、今回はあくまでも、ソーシャルタウン推進協議会ということでありますから、イコールではありませんので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　町長、中島君。

○町長（中島光弘君）　お答えをしたいと思います。責任の所在については前から私のほうで説明をしておりますが、当然ながら現町長、現会長であります、私のほうにあると。処分についてはですね、自己の処分ということの提案になりますけれども、ソーシャルはもう一つ、先ほど言いましたけれど国から入っている補助金がございます。ここの方向性が決まればですね、私のほうで提出をしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。それから、返還の形のお話がありましたが、私の口から申し上げるのは、現会長と前会長については、その旨しっかり受け止めているということだけ言わせていただきたいと思います。

このほかの団体であるとか、個人の名前については、今日しゃべるわけにはいきませんので、間違いなくその返還という方向では責任を持つということでは、ソーシャルの皆さんの中心となったメンバーの皆さんとは確認をしております。今回、貸付という形で町の予算を貸付頂くということでありますけれども、これはあくまでもですね、国との今調整の中で一定の方向が出たものに対して、自主返還をさせていただくということの協議が整ったということでお願いをしていることであります。

最終的には私の判断ということで、議会のほうにお願いをさせていただきました。この判断の根本に1番大きくあるのは、今後の今金町の農業関係、国との関係をですね、円滑に進めたい。今後に汚点を残すような形はとりたくないというのは最大の決断の結果であります。

向井議員がおっしゃる責任というのはもう町長にあるというのは間違いなく認識をしておりますし、たまたまソーシャルの会長も町長がやっておりますので、両方に対して責任があるっていうのは間違いないことでありますし、以前から言ってるとおりの姿勢は変わりません。それから、住民の皆さんの説明に関しては一定のですね、段階で、地域のほうを回らせていただきたいと思ってます。もちろん私もこれで1期目の最終の任期を務めてあるわけですから、そのことを皆さんにいろんな御報告をしたり、御意見を頂いたりという場面がありますので、その中で、この不適切事案への対応についても、町民の皆さんのほうにお知らせをして、いろんな御意見を頂いたり、1 番はですね、今後二度とこういうようなケースが起きないように、自治体としてもどう取り組むべきか、それから起こした本体の団体についてもですね、そのことについては受け止めていただいておりますけれども、しっかりとしたものをですね、うちのほうに提出をしていただくというようなことも進めておりますので、御理解を頂きたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　岸徹也君。

○６番（岸　徹也君）　この議案につきまして、私は貸付そのものに反対ありきで質問するものではまずないということです。いろんなことを確認をまずさせていただきたいなと、そう思っております。町民の公金 2300 万、これを貸し付けるという以上、議員としては、なぜこの貸付が必要なのか、そして本当に町民に説明できるのか、こういった部分は確認をしていきたいと思います。その上で3点ほど私の中でお聞きをしたいのがあります。

まず一つ目、今回提出された資料と地方自治法に関する資料、これを私なりに確認もさせてもらいました。地方自治法 232 条の 2、後から追加されましたけれども、ここに関する解説では、地方公共団体の任意的支出について、寄附や補助だけではなく、法令に明文の規定が置かれていなくても、貸付や出資も含まれる。そういった整理があります。また、公益上の必要性については、単に自治体が自由に判断すればよいというものではなくて、個別の事例に即して客観的な基準により判断すべきものとされていると、こういった私の中の整理になっております。

そこでちょっと 1 点確認をしたい。1 番目、今回のソーシャルへの 2300 万の貸付について、町として公益上の必要性があると判断した、先ほど来その言葉、ワードは出てきているわけですけれども、公益上の必要性があると判断した具体的な理由は何なのかということをお聞きをしたい。これは単に地方自治法上、自治体は貸付ができるっていう一般論じゃなくて、なぜ今回、今金町がソーシャルに貸す必要があるのか、ここを改めて伺いたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　先ほど来、町長からもお話がありました。このたび、いわゆる自主返還を行うということで、農林水産省のほうとソーシャルとの間での協議が整ったということでありますけれども、このことに伴ってのいわゆる時間的な制約というのも当然出てきたわけであります。先ほど申し上げましたが、協議会が自主財源の中でこのことに応ずることが速やかにできるんであれば、それは大丈夫なんですけれども、今そういうようないとまがないという状況の中で、大変議会の皆様には御足労願っているわけでありますけれども、町のほうで予算対応が可能であればですね、一時的に速やかにそのことの対応がまず可能になるということであります。

ではなぜそのことが必要かということでありますが、先ほど来出ているとおり、本来正当に使われるべき交付金が今回使われていなかったということで、いわゆる 3 年間の合計額 3000 万円を返還が必要になったということであります。これは先ほど町長からもありましたけれども、国と、それから自治体との間のこれまで培ってきた信頼関係であったり、この後、様々な取組を進める上でのそういう関係性を持続するということの意味合いもですね、含めてということになりますし、それからソーシャル協議会がいわゆる、任意の団体でありますが、そこが引き起こした今回のケースではありますけれども、いわゆる国の交付金を町の予算と同様ですね、いわゆる国民の税金からということでありますけれども、そういったものについては、しっかりと返還するということの責務を果たしていかなければいけない。これは今金町に属する任意団体が行ったことではありますけれども、それについて、町としても関連の要綱規定の中でですね、しっかりと役割を果たさなければいけないということが明文化されていたわけでありますから、そのことにしっかりと向き合っていくということです。

このことでいわゆる、事案の解決に結びつけていく必要があるということが、いわゆる町としての公益上の必要性になるということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　岸徹也君。
○６番（岸　徹也君）　国へのこの返還というものを確実に行っていく。この必要性は理解します。ただここで私がちょっと確認をしたかったのは、国へ返還は必要であるっていうことと、町がソーシャルに 2300 万を貸す必要があるっていうことが同じなのかっていう部分なんです。例えば、ソーシャルっていうのは、今回町からの貸付を今受けようとしてるわけですけれども、町からの貸付ができない場合、それ以外の方法で返還をするということになるわけですね。そうであれば町が貸す必要性というのは変わってくるわけです。町が直接貸すことによって、初めて国への返還が可能になるという関係なのか。また、町でなければならない理由、これをどのように判断したのかということなんです。ここをちょっと明確にしていただきたいと思います。
○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。
○副町長（森　朋彦君）　おっしゃるとおりで協議会が速やかにそのことに対応できるんであれば、それは町として対応するところはないのでありますけれども、先ほど言いましたが、時間的ないわゆる制約があるということの中で速やかに対応しなければいけない状況が生まれておりますので、そのことの手法の一つとして町が対応するということであります。町が対応するということは何かといいますと、先ほども申し上げましたけれども、いわゆる関連の規定、要綱でやっぱり町の管理監督責任ということが述べられているわけでありますので、そのことに町としても応じる必要があるだろうということでありますので、そこが一つの根拠になっていくということの考え方であります。
○議長（芳賀芳夫君）　岸徹也君。
○６番（岸　徹也君）　つまり町としては、国への返還をソーシャルが確実に行うために、現時点では町による一時貸付、これが必要だと。それが公益上の必要性に当たると。そういう判断だと私のほうで理解していいのかということをちょっと確認をしたいと思います。
○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。
○副町長（森　朋彦君）　実務的には今おっしゃったとおりであります。そのことに加えて、先ほど申し上げましたが、やはりこの交付金のいわゆる関連の規定の中で、町の関わりが明確に明文化されておりますので、そこに書かれている、いわゆる管理監督責任、町としての関わり方についてはしっかりと受け止めていかなければいけないということもですね、あわせて御理解頂きたいというふうに思います。
○６番（岸　徹也君）　議長、回数が相当なりますけど、今私、実は１問目、最初に３問用意してるという話をさせていただきました。これで今１問目のやりとりというところなんですけど、このまま進めてよろしいでしょうか。
○議長（芳賀芳夫君）　簡潔にお願いいたします。
○６番（岸　徹也君）　では次に二つ目です。次にこの貸付先、いわゆるソーシャルの適格性について伺いたいと思います。今回の貸付先っていうのはソーシャルです。これまでソーシャルには町からも補助金が、町単独の補助金が入っているわけです。そ

の中には国の補助金も含まれて、先ほど説明のあったとおり、国の補助金では農水のものと総務省のものと。今回の農水省関係では、補助事業の実績について厳しい評価を受けた。そして国への返還にこれは至っている、これは実際事実としてあるものです。また、これまでの議論の中でもソーシャルの組織体制、経理や書類の管理、そして町の管理監督、こういったものについても確認すべき課題という部分で明らかになっていると私は認識しています。そうした状況の中で、今度は町民の公金 2300 万円をソーシャルに貸すということになります。町は、現在のソーシャルを公金 2300 万円の貸付先として、適格な団体であると判断をしたのでしょうかということをお聞きをしたい。判断をしたのであれば、その判断に当たっては、組織体制、経理状況、返済能力、役員の責任体制、こういったものなど、具体的に何を確認をして、適格な団体だと判断をしたのか、それをお聞きをしたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　まず、今回の貸付金のいわゆる貸付先がソーシャルの推進協議会ということであります。これはあくまでも交付金の交付団体ということで事業実施主体でありますから、そこが最終的に責任を負うということでありますので、そういうことの流れの中での貸付先ということになります。このことの、この債務の管理と言っていいんでしょうかね、いわゆる貸付した後の様々な事務的なことですとか、それから責任の所在ですとか、いうことについては、団体がいわゆる任意団体でありますけれども、そこにはいわゆる主体となるべき団体があるわけであります。関わってる団体があるわけであります。今金町もそうでありますし、商工会もそうであります。それから農協もそうであります。光の里もそうであります。いわゆる構成をしている団体がそれぞれあるわけですから、そういったところの監視、監視って言い方がいいんでしょうかね。しっかりとした関わり方、いうことを明確にしていく中で、適格性を担保をしたり、それから、実際貸付をしたものの返還について、しっかりと対応していくということの確認行為を今しているというところであります。

○議長（芳賀芳夫君）　岸徹也君。

○６番（岸　徹也君）　何かちょっと難しかったですけども、私が確認したかったのは、契約を結ぶからソーシャルは大丈夫なのか、それとも、契約を結ぶ前提として、返済できる相手なのかを確認したのか。これは全く違う話になってくるんだと思います。先ほど同僚議員からも、一般の方の貸付の話が出てました。いわゆる一般の方の町民が金融機関から 2300 万を借りるっていう場合には、返済計画だけじゃなくて、いわゆる返済の財源、経営状況、担保、保証、返済確実性、こういったことについては厳しく確認されるわけです。今回は町民の公金ですから、町として 2300 万円を返済できるという判断、何をもって確認をしたのか、特に返済の財源について具体的にそこは伺いたい。ただ先ほど町長からも答弁があったことも私も理解をしています。改めてそこはお聞きをしたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　まず、確実に返済が行っていただけるかということでありま

すけども、そのことの意思確認をソーシャルの中で合意をしたということでありますので、今はまずはそのことをもってということになります。実務的なところで言いますと、この後の、先ほどいわゆる責任を負う範囲がどこまでかということもありましたけれども、そういった細かいところの積み上げはこれからの部分も確かにあるわけでありますけれども、ソーシャルの協議会のほうもですね、町のいわゆる公金を今回活用するということについては、非常に重く受け止めておりまして、このことを返済ができないとか、滞るというようなことについては絶対あってはいけないということの意思確認はできておりますので、その上での今回のまずは提案であります。

鶏か卵かではありませんが、確かに契約があって初めて貸付じゃないかということもありますけれども、行政のいろんな仕組み上ですね、先ほど言いましたが、予算が成立しなければ、そのことに対応していくことができないということの流れもありますので、ぜひその具体的なところについてはこの後予定をする、いわゆる契約行為の中で明らかにしていくことになるということでありますので、よろしくお願いします。

○議長（芳賀芳夫君）　岸徹也君。

○６番（岸　徹也君）　来年の３月末まで、ただ少し前倒しになる可能性もあるという、そういうお話もこれは口頭での、議場でその発言は当然重いわけでございますが、あくまでも口頭です。これは町は返済できる見込みがあると判断をしているということでまず改めて確認をします。その返済の財源についての議会として確認できる資料、こういったものの提出というものがあるのかっていうのも確認をしたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　当然今こうして答弁を差し上げているわけでありまして、おっしゃるとおり私たちから発せられる言葉も重いものだということの中でですね、発言をさせていただいておりますので、確実に期限までには納めていただけるということの意味合いでございます。

それから、いわゆるその財源としてというところでありますが、ここは今の段階では明確に申し上げるわけにはちょっといきません。先ほども言いましたが、いわゆるそのことの範囲のこともありますし、それから、そのことに応じる方たち、あるいは団体の資力的なところもありますね。資金力といいましょうかね。そういうこともあると思いますので、ここでこうですよという具体的なことを述べられませんけれども、様々なケースが多分あると思いますので、協議会の中でまたしっかりとそこのところは対応していくということの協議をしていくということで、確実な返済につながるような道筋を描いていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（芳賀芳夫君）　岸徹也君。

○６番（岸　徹也君）　最後です。3 番目です。今回この貸付をするということです。単にこの 2300 万円を動かして、要は国への返還を済ませれば終わりという問題ではないと思っています。私は。町はこれまでソーシャルを管理監督する立場にありました。それにもかかわらず今回の問題が発生をしております。したがって町自身の管理監督に対する行為、これについても検証が私は必要だと考えています。これはぜひと

も、後日その検証をまとめ、議会に報告もしていただきたいと、そう思ってもおります。また、今回の判断はソーシャルだけの問題ではなくて、今後の町単独補助金、ここにも影響するんではないかと思ってもおります。

伺いますけれども、今回の貸付を一つの区切りとして、町はソーシャルの組織体制、または、経理、書類管理、町の管理監督の在り方についても改めて、新しくそこはもう進めていくんだと。そういう意識、気持ち、考え方があるのかどうなのかというのをまず伺いたい。

そして、今後、町単独補助金を交付する際には、補助金に見合った実績、証拠書類、組織体制、こういったものを今回の教訓として厳格に確認をする考えがあるのかと、そこもあわせて伺いたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　今回のケースを受けて町の管理監督責任というところでありますが、先ほど来申し上げておりますけれども、そこのところの認識が持てなかったというところが、今回のケースではあるかと思います。しっかりと国のいわゆる要綱、規定の中でそういうことが明確化されていたわけでありますから、今回の国のいわゆる交付金なり、補助金を活用するようなケースがあるとすればですね、そこのところに町がどういう関与の仕方をしなければいけないかということは、逐一確認をしなければいけないのかなというふうに思っております。国からのいわゆる補助、あるいは交付金の交付の在り方も直接その団体とやりとりをするケースと、それから北海道や町の会計を通して行うケース、様々ありますけれども、いずれにしても、情報というのは、町の中に入ってきますから。間接補助であろうが、直接あるのかというところの確認行為はお互いにですね、北海道、それから国とも通じながらですね、行っていく必要があるんだろうなというふうに思っております。

あと実務的な、いわゆるその会計管理につきましては、これまでも関連の中で答弁させていただいておりますけれども、可能なところ、できるところについてはもう既に取組を始めてるところもありますし、前回の臨時会、前回の議会のときにも答弁させていただいておりますけれども、引き続き、何が適正な管理監督の在り方なのかということについては、具体的な取組をですね、この後も引き続き検証していかなければいけないんだなというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　町長、中島君。

○町長（中島光弘君）　私もちょっと補足をさせていただきたいというふうに思ってますけれども、まず私の中で１点、ソーシャルに対しての思いとしてはですね、解散はさせないというのは思っております。これ解散権っていうのはあるんですよね。組織としては。ただ、これはですね、解散してしまうと、所属が１団体に行ってしまって、責任の所在っていうか、そのものが少しぼけてしまいますので、私はこの一連のことがですね、顛末を迎えるまではですね、今のソーシャル形態、はっきり言います、私が会長でありますから、町長が会長という立場はそのままにしていこうと思っていま

す。

ただし、岸議員も言われたとおり、ソーシャルそのものの発想だとか、それから、こういう福祉関係のいろんな連携事業の関係で、町のいろんな団体が関わってくれるっていうこと自体は、もうこれは国もすばらしいことですよと。それから、いっときはですね、こういう問題が起きる前はですね、これ先進事例ということで評価を得ていたことでありますから、団体の皆さんの思い、それから、監査の皆さんとか、みんなつなげてくれたということもありましたのでそういう思いで皆さん入ってくれてますので、そのことはですね、しっかり残していかなきゃならないと思ってますが、解決を見るまで、この組織を解散をするということは私は認めないというか、そうしないつもりでおります。

それから、今一連の中で1番大切なのは、どうしてこういうようなことが起きたのか、それからどういう対応をしたのか、それから、今後このことを踏まえてどうしていくかっていうものをですね、明確にする必要が私もあるというふうに思ってますので、これは町にとっても、それから住民の皆さん、町民の皆さん、議会の皆さんにとっても大きなことですから、そういう顛末はしっかりつくりたいというふうに思っています。そのことがやっぱり、このことの解決のベースに今後なっていくんだろうなというふうに思ってますので、その観点を持ったものは作成をしたいと思っています。

それからもう一方で、今ソーシャルとして進めるのは、民事裁判を進めます。これは、被告が起こしたことですから、そこへ損害賠償請求ということでの民事裁判を起こしていきますので、このこともですね、ソーシャルがきちっと今のままということではないと、続いていかないことになりますので、そこの対応についてもしっかり説明するようですね、うちのほうからも指導したいと思ってますし、それから、町の関わる部分で起こす部分があるとすればそのこともしっかり対応してまいりたいというふうに思っています。

○６番（岸　徹也君）　最後です。最後1点だけ、地方自治法232条の2に関する任意的支出という部分です。ここで公益上の必要性は、個々の事例に即して客観的に判断すべきであり、また、任意的支出には、地方公共団体の財政上の余裕も前提となる。そういう考え方が示されております。そこで確認です。今までの質疑の部分の確認になると思うんですけれども今回の 2300 万の貸付について、国への返還のために町が貸す公益上の必要性があるということ。そして、ソーシャルが貸付先として適格であるということ。そして来年3月末までの返済が確実に見込めるということ。最後、今回の問題を教訓として、町の管理監督と今後の補助金行政を改善をすること。この 4 点について、町として責任持って判断をし、議会と町民に説明できるという考え方でいいのかという部分をもって、私はこの答弁と資料を踏まえ、最終的な本日の判断とさせていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　今るる質疑を受けましたけれども、最後にまとめられていた 4 点、このことについては、町としてしっかりと覚悟を持って対応していくというこ

との意思のあらわれだというふうに受け止めていただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（芳賀芳夫君）　そのほかございませんか。川上君。

○８番（川上絹子君）　私は今回のこの町がお金の貸出しをするっていうことに対して本当に疑問を持っています。そしてソーシャルの事業者も、今までにたった１度も本当に会議一つもなく、集まることもなく、そして今までに来て、こういう大きな問題が起きながらも、ただの 1 回も招集もかからない。そういうずさんな団体に対して、町民が一生懸命頑張って払ってきてる税金とか、みんなのお金なんですよ。これ町長、副町長が団体の長やってるからお金が出せるわけじゃなくて、これはみんなのお金なんです。それをこういうずさんなやり方をやってきた団体に対して町のお金を貸付するっていうその根拠はもうどうしても理解できません。いつから金貸しになったんですか。2%の利息をとればいいんですかそれ。こんなやり方は絶対間違ってますよ。

それだったら今までだってたくさん一生懸命努力してもやれなくて、自分の事業を失敗してきた人だっていたのにそのときだって手差し伸べたことなんて１度もしたことないでしょう。そのときだってその業者だってみんな雇用をしてたんですよ。町民をたくさん雇用して給料を払いながら、町のために努力して奉仕してきたのに、そういうことはできないで今のこの犯罪の使途不明金に対して町が何のためにこのお金を出さなきゃないのか。私にしたらどうしても納得いかない。

そしてこれも返還がもしできなければ、町長の考えでまた延ばすことができるってちょっと規約に書いてあるんですけども、それもおかしいし、したらここに書いてあればそれが通るんですかってなってしまうでしょう。みんなそうなんですよ。団体でソーシャルっていう名前があるからみんな気持ちが楽になってずさんなやり方をしてきて、そして使途不明金が３年間にわたって分かってきてるのに１年目でどうして問題を追及して、みんなでそこに対応しなかったのか、それとあと早く議会でも、町にでも報告してその対応をしなかったか、まるっきりその問題が発覚してから４年近くたつんですよこれ。そこまで何とかして大げさにしないで、何とかうやむやにして済ませるもんならしたかったと思うんですよそりゃ。しないで、こやって騒がれて出されたために仕方がなくやってるような問題の解決方法であって、これはもう町としてもとんでもないことですよこれ。ずさんなやり方。

そしてソーシャルでそういう大きな問題を出しながらソーシャルのほうから、ただの１回も謝りの言葉もない。どっか町のみんなに対して申し訳なかったなんて言葉発してる人いますか。誰もいないんですよ、そういう人。そして一生懸命町長、副町長が答弁して一生懸命謝って、それが充て職とはいえ、それに対しても何も心痛まないような団体であったら、みんな何を考えてるんですかって本当に言いたいですよ。お金借りて、そのときのお金が短期間に返済できるんであれば、金融業者からでも借りて、払ったらいいでしょう。私たちがもしお金がなかったときに借りるんだったら、全部抵当権、保証に全てのものをそろえて、そして、ちゃんと頭を下げて借りに行かないとお金が出ないんですよ。町の団体だから、町長、それとまた議会が判断すれば

お金が出せるなんて、そんなふうなこれからもこういう考え方を持たれたら困ります。町としての考え方を少し考え直してください。みんなにもそれはもう町もおかしいし、私たち議会も少し頭を冷やして考えなきゃないことだと思いますけども、それに対して町長、副町長どう思いますか。

○議長（芳賀芳夫君）　町長、中島君。

○町長（中島光弘君）　頂いた御意見ですので真摯に受け止めたいと思いますが、一部少し訂正願いたいのは、うやむやにする気であれば告発もしませんし、そういう流れにしませんので、ここでそう言い切られるとですね、最初から何かこう、この案件についてですね、町は及び腰だったのかと思われますけれども、もともと説明をさせていただきますが、私たちで解決、それから判明できないことがあるので、告発という形をとらせていただいて、今回刑事訴訟が起きて、刑事裁判では一定の判決がきたわけです。ただ、補助金の性質の話は、川上議員がおっしゃってることを十分理解をします。ただ、例えば今だから町長が延期する項目付けてるのかって、これは要綱上ですね、こういうことになっているとそういう権利もあるということで入れてるだけでありますから、それはできるだけ早く、町の税金でありますから、返済をするというのが１番の思いであります。

それから、町が、それから町長が勝手になんていうことはもちろんできないわけでありますけれども、今回は１番分かっていただきたいのは、国、それから町、それから農業関係というこの一連の中でですね、やっぱりこの決断を今はしなければならなかったということが最大の理由であります。そのことが少し理解できないというのもそれは御意見としてありますが、時の町政を預かっている私の立場としては、このことをですね、国とある意味そごができてですね、またやりとりをしたり、それから関係上ですね、思わしくない形を今後のことを考えると、私としてはその判断はできないということで、今回こういう形で、一時的ではありますけれども、貸付ということでお願いをするという経過になったということで、何も逃げようとか、あやふやにしようなんていう気持ちはありませんので、ぜひそのことはですね、理解をしていただきたいというふうに思っています。

組織ですから、その組織の在り方っていうのは当然あるわけでありますので、この間ですね、いろんな意味でお願いをしたり、指示をしたりということがあると思いますが、前も少し指摘をされましたけど、やはり町長がトップをやるというのは少しいびつです。やっぱり。私が指導して私が受けるみたいな形になってますので、そのこと自体がですね、前にも議員の皆さんにお話をしましたけれども、これから首長が１団体の役職を担うということは不適切だということで対応していきたいと思ってます。

ただ、今の組織は解散をしたり、私が会長職を降りたりすると、組織そのものがですね、なくなるっていうか、やっぱり形態変わる可能性がありますので、そのことをですね、責任としてしっかり解決をするまではですね、その立場にいてですね、皆さんから頂いた意見をしっかり受け止めてですね、二度と起きない、そしてまた、今回

の経過がどうだったということはですね、町民の皆さんにですね、しっかりと伝える場を持ちたいと思っています。私もこの事業をやっていろんな声が聞こえてきます。一部で私がパフォーマンスでやってるなんていう声も聞きますが、町長がパフォーマンスで物事できるほどですね、今の町の行政ってそんなに甘くないです。人口減少、いろんな分野をどうしていくかということで今精いっぱいやっております。

ただ、このことは別格としてしっかり向き合ってですね、先ほども言いましたけれども、起きた背景、それから、どういうふうにして経過、それから今後どうしていかなきゃならないのか、二度と同じような形態が起きないようにどうするのかっていうこともですね、しっかり向かい合って、皆さんのほうにお知らせできるような形をとっていきたいというふうに思っております。御意見は真摯に受け止めたいというふうに思っております。

○議長（芳賀芳夫君）　川上君。

○８番（川上絹子君）　以前からの協議会とか何かのときにも話合いをしたときに、町長は逃げるつもりも一切ない。これに対しては真摯に向かい合っていくっていう答えは出たんですけども、結構長かったんですよ。これが取上げてくるまでの間が。弁護士頼んでるから、観光協会のほうとかも時間がかかったし、もうちょっと早く対処できなかったのかなっていうのもありますし、私たちにしたら、何かもうやみくもに時間が長引いたような気がして本当に誰しもが早く解決して、また新たな出発をするためにみんなでスタートをしたいという思いがあったんですけども、取り合ってもらうまでに時間がかかり過ぎてる。

そして、この問題を町がかわってお金を払って、返して、そして短期間のうちにソーシャルの役員さんのほうからお金を返還してもらえるっていうんであれば、私はね、町から何で貸さなきゃないの。それだけの力があるなら自分たちで借入れを起こして、返済したらいいんじゃないかなってそう思ったんですけども、その理由は、ある程度役員さんの立場のこととか、いろんなことを考えて、町が配慮してるっていうことはある程度分かりますけども、でもこれを町民の感情としてはやっぱり理解できないっていうのは、私たちはやっぱり町民の代表ですから、町民がおかしいなと思うようなことはやっぱり聞かなきゃないし、やっぱり理事者には悪いけども説明してもらいたいし、なるべくはみんなに浸透できるような、聞き入れられるような説明の仕方をしてほしいです。

○議長（芳賀芳夫君）　町長、中島君。

○町長（中島光弘君）　お答えをしたいと思います。今おっしゃった中で長くかかったねっていう話は私もそう思います。私ももっと早くですね、刑事裁判のほうも早く、もっと言うと立件までがもっと早いというふうに思っておりましたけれども、それは捜査当局の皆さんも、それから公的な裁判でありますから、皆さんがそれぞれの立場で尽力を頂いて告発をした分についてはしっかりと起訴していただいて有罪にしていただいたというのは、一定の方向としてはあったのかなというふうに思います。

それから、昨日までですね、私としてはですね、ソーシャルが独自に返還をできる

可能性ということも探ってまいりました。ただ今回は間に合いませんでした。正直な話ですよ。ですからこういう議案としてお願いをしておりますが、当然ですけれども、金融機関がないわけでもありませんし、それから、いろんな手法って、あるとすればということでいろんな可能性を探ってまいりました。

ただ、難しいのは、ソーシャルに貸付というのはなかなか難しいんですよね。そうすると、個人の範疇の中でということになると、私がそこにどこまで入っていくかというのはなかなか難しいことであります。私自身がどうするかということは言えますけれども、その辺もあってですね、どうしても間に合いませんでした。正直な話ね。

間に合えば、今日こやって皆さんのほうにいろんな御意見頂いたりとか、忙しい中出席をしていただいたりということもしなくてよかったわけですが、ただ、そのことに関しても動かしていただいたっていうのはお分かり頂ければと思います。町が貸してくれるのを黙ってればいいんだというのは、組織としてはそんな思いはありません。

可能性があるんであれば、いろんな努力をして何とかっていうことは、全員協議会を終わってからです。全員協議会でも似たような御意見頂いておりましたので、その可能性とか方法がないかということはやってきたのは事実でありますので、ただ結果的に、今回そういう実を結ぶことがなかったので、それは申し訳ないと思っておりますけれども、その努力はしっかりさせていただきましたということで、御理解ってのは難しいかもしれませんけれども、そういうことで理解を頂きたいと思います。

それから、先ほどの立場上ですね、あんまり町長が泣き言言ったら全然始まらないので、私は逃げないっていうのはそういう意味でございます。町長になって、充て職みたいにして、これなってますから、当然、そんなことを請け負わなきゃならないですし、国ともそうですし、それから法的な機関ともそうであります。それは、町長だからこそ、ある意味門戸が開かれている部分もあるというふうに私は思っています。ですから、そのことはしっかり受け止めて対応すると。責任は当然、理解をしながらですね、やっていきたいというふうに思ってますので、そのことはですね、ぜひ毎回お話をさせていただいてると思いますけれども、その信念というか、覚悟は変わっておりませんので、ただ、いろんな御意見は受け止めます。これはもう全然、間違いない御意見です。税金でありますから。いろんな観点で頂くことは間違いではありませんので、ただ根本はそういう思いでやらせていただいてますので、よろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　質疑の途中でありますが、11 時 15 分まで休憩といたします。

休憩　午前１１時０２分
開議　午前１１時１５分

○議長（芳賀芳夫君）　休憩を解き会議を再開いたします。質疑を行います。

内ヶ島君。

○５番（内ヶ島祐一君）　不適切処理事案について、貸付するっていうことにはちょっ

と理解できません。

それでですね、今貸付した後の返す話ですけども、一部の人でそういう会議を開いたということで、どうしてそういうふうになるのか、それもよく理解ができません。こういうことはやっぱりこのソーシャルタウン今金協議会ですか、それ当初から、総会も開いてないし、役員会も開いてない。コロナの時代といえども、その中で起きた事案だと思ってます。それで今回のこの貸付についても、やっぱり役員っているんであって全体で話し合ってどういうふうにするか、それを持ってこないとなかなか納得もいかないし、今まで起きたことの原因だとか、謝罪、反省ですね、それと今後の対応なんかも出てこないとなかなか理解はできないと思ってますんで、そこら辺どう考えてるか、よろしくお願いします。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　今おっしゃっていただいてるのは、あれは平成 30 年だと思いますが、ソーシャルタウン推進協議会が設立されたときの多分構成員の方たちということだというふうに思うんですけれども、設立以来、今おっしゃっていただいたように、団体としてはいわゆるその会議的なところが開いてない。時代的にコロナがあったりしまして、書面会議ですとか、そういったような形態も一部とったようでありますけれども、そういったところがなかなか確認ができてないということでありますし、当初のいわゆる役員名簿に載ってる皆さんについても、実はどういう関わりの中で、そういう名簿登載に至ったかということも明らかになってない部分も確かにあるわけです。かつ、そういった状況ですから、これまでの実際の経過につきましてもですね、しっかりそれぞれ一人一人が、確実に把握ができているかということについても、なかなか不明確なところでありますし、途中の経過はほとんどの方が多分知らないのではないかなというふうなことが想定をされておりましたので、まずは、そういった形の中で、なかなか協議ということも進みませんので、まずはそのいわゆる中核的な関わりの方たちに、今後のいわゆる基本的な進め方、取組の仕方などについて、まずは一旦協議を頂いて、その上で全体にというようなことの考え方は基本的にあったというところであります。

今この直近でですね、今回町のほうのいわゆる貸付金の予算提案に当たっても、具体的にソーシャルとしての、それぞれのいわゆるその役員の方に応じていただけることも具体的な方向性についてということでは、この短期間の中ではなかなかこう整理できなかったことが実態でありますので、いわゆるその中核的な方の中での、今は流れの中でこうした経過になっているということであります。今いろいろ御意見を頂きましたし、それからこれまでも答弁をしてきてることもありますので、そういうことはですね、1 度ソーシャルのほうに投げかけをしながらですね、取り進めをしていかなければいけないんだなというふうに考えておりますのでよろしくお願いしたいというふうに思います。

○議長（芳賀芳夫君）　そのほかございませんか。苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　ちょっと私もですね、3 点ほどあるのですが、1 点ずつでもよ

ろしいでしょうか。そんなに時間をかけないようにします。ありがとうございます。ちょっと１点目から行きたいと思います。

１点目はですね、国との協議内容について伺いたいと思います。国との協議内容としてですね、町としてどこまで確定的に確認しているのか。そしてですね、その確認をもって、2300 万円の公金を貸し付ける前提として十分だと判断しているのか伺いたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　国といいましょうか、農林水産省のほうとは逐一情報の共有をしながらということでありますし、それから、いわゆる農林水産省のほうでの様々な確認行為があったわけでありますけれども、そのことについての対応もできる範囲の中でしっかりとやってきたということであります。その上で最終的には判断ということでは、いわゆる返還金の額は、交付された全額 3000 万ということの判断に至りまして、そのことの判断の根拠といいましょうか、どういったことで判断したかということは先般お示しした確認の内容書に記載のとおりであります。で、その判断について、私どものほうで異議を唱えるというような立場ではないというふうに思っておりますので、そのことを尊重してですね、今回のいわゆる既に返還をしている額を除いた、いわゆる 2300 万、このことについて、当然として、返還に応じていかなければいけないんだということの判断に至ってるということです。

○議長（芳賀芳夫君）　苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　私はですね、この国との協議内容そのものを疑ってるっていうような趣旨で聞いてるわけではなくてですね、今回確認したいのは、町が住民の公金を貸し付けるという判断をするに当たって、その条件がですね、将来的に変わらないものとして、町として責任を持って住民や議会に説明できる程度まで確認されているのかという点です。その点について改めて伺いたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　今、農林水産省のほうで判断をした根拠は先ほど申し上げたとおりなんですけれども、先ほど町長からもありましたけれども、まだまだきっと、この後の対応策も含めですね、それから再発防止も含めて整理をしなければいけないことはまだあるんだというふうに認識しておりますけれども、そういったもの、一連のことについて、地域のほう回らせていただいてということで町長がお話ししましたけれども、そういった機会を通じながらですね、周知をしていくっていうんでしょうか、お知らせをしていくということになろうかと思っております。

○議長（芳賀芳夫君）　苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　すいません、多分僕の言い方が悪くて趣旨が伝わってなかったと思うんですけど、将来的に変わらないっていうのはですね、今回加算金の話がありましたけども、その部分が今回の協議内容で確定されてるのかというところを確認したいということです。すいません、もう一度お願いします。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　返還の手法は多分いろいろ協議されたんだというふうに思いますけれども、最終的には今回自主返還ということでありますので、いわゆるその2300万、これの返還が速やかに済めばですね、それで返還に関する事務については終結をするという判断をしておりますし、そういうことを、内部の中でも協議をされてきた結果だというふうに考えております。
○議長（芳賀芳夫君）　苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　2 問目の質問行きます。今回のこの要綱を見てまして、償還計画とか、貸借契約など、その辺の償還に関わる根拠というのが、私、今回のやつで 1 番と言っていいほど重要ではないかという観点で見ておりました。ほかの方の質疑の中でですね、今のところ、そういう償還の財源とかですね、そういう償還方法などは、この議決をもってからのスタートだということは、今のところそれは存在しないという理解でいいのか、そこを確認させてください。
○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。
○副町長（森　朋彦君）　存在をしないということではなくて、先ほど町長もありましたが、今日に至るまで、そういう可能性、あるいは手法については、内部の検討もしてきているということであります。ただし今確定的なことが申し上げることはできませんので、今のような形になって、今回の提案に至ってるということであります。当然、今回契約をするに当たってはですね、そのことが明らかになりますから、それはそれぞれの置かれてる今の立場状況に応じて、様々な手法があるんだと思いますけれども、それについても整理をしながらしっかりと償還に向けていくということでありますし、ソーシャル協議会とすればその覚悟を持ってということで、御意見といいましょうか、お話を伺ってますから、そのことをもって取り進めをしていきたいということで考えております。
○議長（芳賀芳夫君）　苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　私の考えとしてはですね、もうこの今日の議決をもってですね、この公金が執行可能な状態になるというふうな認識をしております。住民の皆さんの大切なお金をいいですよと言うためにはですね、やっぱりここの部分は担保されなければ、非常にまずいかなという認識でおりまして、さらに言うとですね、今回歳入歳出の中で歳入の中に返済の見込みの部分が入っております。年度末に戻る貸付ということで入っておりますが、先ほど根拠となるベースが私はこの今のところ不足してるんじゃないかという中で、何を根拠にですね、これ歳入として入れたのか、その辺を御説明ください。
○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。
○副町長（森　朋彦君）　同じ答弁になってしまうんですけれども、これからさらに詰めなければいけないところありますから、町費を今回投入することになるわけで、そのことの重みについては、ソーシャルのいわゆる中核の方たちの中でも認識がされておりますので、決して返済ができないとか、それから返済が遅れるだとか、いうことについてはありえてはいけないということの意思確認はもらっております。ただし、

そのことの具体的なところは、その方、団体によっては、融資を受けるだとか、いろんなこと手法があると思いますけども、その条件がこの短期間の中ではなかなか見いだせないということでありますんで、実際そういう可能性を探ってきたりはしておりますけれども、まだ確定的なところまで至ってないということであります。この短期的なところについては、いわゆる農林水産省とのいろんな協議の中でですね、できるだけ速やかにということで、お互いに共有しながら進めてきたところでありますけれども、このことについて、町がいわゆる貸付金として予算を持つ。それからそれについて、ソーシャルが返済をするということでありますけれども、そもそものことを言いますと、きっちりとこのことを起こした原因者が負担すべきことなんでありますが、これについては、先ほども申し上げましたけれども、これから民事訴訟を提起されることが予定されておりますので、まだもう少し最終的には賠償請求の確定までは時間がかかるというところでありますので、それについてなかなか時間的にですね、待つことができないというところがやはり農林水産省側にもあるでしょうし、というところであります。

ですので、言ってみれば、それぞれの置かれてる立場の中で、苦渋の決断的なところがあったんだと思いますし、同じようなことは、今金町が今、皆さんに提案をしてるこの内容についても町長決断ということで、本当に苦渋のところでありますけれども、一時そういうような措置をしなければいけない状況にあるということでありますので、そのことも踏まえつつですね、ぜひ御理解を頂きたいというふうに思っておりますが、いずれにしても、確実に返済のめどが立つということについて、そういう取り進めをするということでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　分かりました。最後、次の質問に行く前に確認です。今現段階で返済に関わる償還計画や、ほかの契約内容のものの書面は、恐らくないだろうということの確認と、あくまでも団体との信頼感のもとでこの歳入に入れ、住民の公金を使う提案をしてきているという考えでよろしいか再確認させてください。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　結論としては、今おっしゃっていただいたとおりかというふうに思います。私たちも同じ思いでですね、本当は確実なことを申し上げながら、提案をさせていただければいいのでありますけれども、そこにはやはり何度も申し上げますが、時間的な制約を設けられている中で、いとまがないということの事情についてもですね、ぜひ御理解を頂けたらというふうに思います。

○議長（芳賀芳夫君）　苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　最後３点目いきたいと思います。３点目ですが、ちょっと要綱の中身なんですけども、先ほどちょっとお話があったと思うんですが、第５条ですね。第５条でこの５条の２、町長は協議会にやむを得ない事情があると認めるときは、貸付期間を延長することができるというふうにありますけども、これは今までの説明だと年度末までに返済されると説明がされていますと。この延長規定はどのような場合

を想定しているのか、また、延長する場合の基準や議会への説明、報告をどのように考えているか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　規定の書きぶりについては、一般的な書きぶりになっておりますので、そういうことで御理解頂きたいというふうに思いますが、今、通常のパターンでこの規定を発動するつもりはありません。なので、いわゆるそのやむを得ないということがどういうことを想定してるかというと、なかなか今答えづらいですけれども、本当にそのことが返済をすることに大きな障壁があるということ。そのことで返済がかなわないということが起きたとすれば、ということでありますけれども、通常のケースは考えづらいですし、いろんな配慮した中でのこの規定の発動は考えておりませんので、あくまでも、第１項で規定をされている貸付期間内に返済を終わるということが前提ですから、そういうことで理解頂ければと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　でもやっぱり何があるかわかんないっていうのもあると思うんですよ。そこの中で、年度末返済を前提にですね、議会へ 2300 万円の議決を求めながら、返済できなければ町長判断で延期できるのであればですね、住民への説明と制度運用に乖離（かいり）が生じることがありませんかということです。延期を認める客観基準を議決前にですね、示していただければと思いますが、やはり口約束みたいなところで、先ほどもありましたけども、やっぱり根拠っていうのは非常に重要な部分で、そこまで至ってないっていうところも全く理解できないことではないんですが、ただしかし、やはり住民に説明するときにはやはり重要であろうと。もちろん議会もそうですが、その視点で今まで議会というものをやってきたはずなので、その辺はどのように説明されるのか、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　通常のケースは第２項の条項規定の発動はないんですけれども、あえて言うのであれば、最近熊本での地震があったり、千葉のほうの大雨災害があったということで、そういったような、いわゆる天変地異みたいなことでこの町が襲われたとすれば、一時的に償還をストップするとか、延期をするとかということはありうるのかなと思いますけれども、通常の、例えばソーシャル協議会の事情の中で、それが行われないということはあり得ないというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思いますし、それからいわゆる、口約束的なというところの話もありましたけれども、確かにそうなんであります。

　ただし、これまでなんとか自己資金でこのことを乗り切りたいということで、非常に短期間の間ですけれども、いろんな動きをしてきたことも確かでありますので、そういったことの向き合い方も含めて、今回の提案、私たち受け止めながらですね、提案をさせていただいてるということでありますので、なかなか具体的なところまで言及できませんけれども、そういったような事情もですね、勘案をしていただきたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　以上で、歳出歳入全般についての質疑を終わります。

質疑を打切り、討論を行います。

向井君、賛成ですか、反対ですか。

○９番（向井孝一君）　反対です。

○議長（芳賀芳夫君）　そのほかございませんか。

岸徹也君、賛成ですか、反対ですか。

○６番（岸　徹也君）　賛成。

○議長（芳賀芳夫君）　苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　反対。

○議長（芳賀芳夫君）　向井君、どうぞ。

○９番（向井孝一君）　始まってから私の質問に対する回答は、とても理解できる状態ではない。そしてですね、ソーシャルタウンっていう、ちょっと曖昧な組織に貸付しようということで、同僚議員からも発言があったように、1 度もその役員になってる人たちを集めて会議すらしてない。そういう組織に町が貸付をするっていうことと、それから先ほど来も言いましたけども、返還をする。それは何を根拠にするのか。口約束みたいな、そういう曖昧なね、形の中でこれを履行するっていうことに対しては、反対します。

それと議長にお願いがあるんですが、可否を取るときに、賛成多数、反対多数というんじゃなくて、反対を何名、賛成何名という表現でお願いします。

○議長（芳賀芳夫君）　岸徹也君。

○６番（岸　徹也君）　議案第 1 号令和 8 年度今金町一般会計補正予算（第 4 号）について、賛成の立場から討論いたします。私は今回の議案について、最初から賛成ありきで考えてきたわけではありません。むしろ町民の公金 2300 万円をソーシャルに貸し付ける以上、なぜ町が貸すのか、本当にこの団体に貸してよいのか、そして本当にかえってくるのか。この 3 点について議員として確認する必要があると考え、先ほど質疑をさせていただきました。

今回の問題については、ソーシャル側の補助金の取扱いや組織体制、そして町の管理監督の在り方について、私は決して問題がなかったとは考えておりません。むしろ今回の事案を教訓として、ソーシャル側にも、そして町側にも改めるべきところは改めていただかなければならないと思っております。そのことを前提として、今回の議案を考える必要があります。

今回の 2300 万円は、ソーシャルの活動を新たに支援するための補助金ではありません。国への返還を行うための一時的な資金の貸付です。そして要綱では貸付金の使途、国庫補助金の返還に限定し、国への返還を証する書類の提出、償還計画、金銭消費貸借契約などを定めております。また、今回の質疑を通じて、町としても単に地方自治法上貸付ができるという一般論だけで判断しているんではなく、国への返還を確

実に、円滑に行う必要性、貸付先としての適格性、そして返済について確認した上で、今回の貸付を判断していることを確認をいたしました。

私はここを重要視しました。貸せるから貸すっていうんではなくて、今回この目的のために貸す必要があるのかということで、今回については国への返還という明確な目的があり、貸付金の使途も限定され、返済期限も定められております。その意味では私は今回の貸付については、町民の利益を守るための一時的、例外的な措置として、公益上必要性があるものと判断いたします。

ただし、私は今回の賛成をもって、これまでのソーシャルの問題を全て認めるものではありません。

また、町の管理監督責任がなくなったとも考えていません。

むしろ今回貸付をするからこそ、町には今まで以上に厳格な管理を求めたいと思います。

そしてソーシャルの役員の皆さんにも申し上げたい。今回の 2300 万は町からもらうお金ではありません。町民から預かった大切な公金です。返すのは当然です。しかしそれだけではありません。今回の問題を誰かの責任だけにして終わらせるんではなく、役員の皆さん自身が、なぜこのような事態になったのかをしっかりと振り返っていただきたい。そして、これからのソーシャルを本当に町民に必要とされる組織に立て直していただきたいと、そう思っております。

私はソーシャルという組織そのものを否定しているわけではありません。今金町のために何かをしようとしてきた人たちの思いまで否定するつもりはありません。だからこそ、今回を再出発の機会にしていただきたい。

一方、町側にも申し上げたいと思います。今回の問題をソーシャルだけの問題として終わらせてはいけません。町は補助金を交付する側であり、管理監督する側でもありました。今後、町単独補助金を含め、交付金を団体に交付する際には、実績報告、証拠書類、組織体制、経理の確認などについて、今回の経験を必ず今後の行政に生かしていただきたい。そう思っております。今回の 2300 万を貸すことが、町の責任を軽くするということになってはいけません。むしろこの貸付を一つの区切りとして、町の補助金行政と管理監督を立て直すことを強く求めたいと思います。

今回の議案に賛成する私の判断はソーシャルへの白紙委任ではありません。国への返還を確実に行い、貸付金を確実に町へ返してもらう。そして今回の問題を教訓として、ソーシャルも町も変わっていく。そのことを前提とした賛成です。2300 万という大きな公金を動かす以上、町民から見ればなぜそこに貸すのか、という疑問があって当然です。私自身もその疑問を持った 1 人です。しかし、議員として大切なのは、問題があったから何でも反対することでも、行政が提案したから何でも賛成する、そういうことでもありません。

公金を出すことによって、町民にどのような利益があるのか、そしてその判断を町民に説明できるのか。今回は国への返還を確実に行うという明確な目的があり、そのための一時的な貸付として一定の条件と返済を確認することができました。

以上を総合的に判断し、私は本議案に賛成をいたします。ただしこの賛成は今回で終わりではありません。返還が完了するまで、そして今回の問題から、必要な改善がなされるまで、議会としてしっかりと見届けていくことを申し添えて、私の賛成討論といたします。

○議長（芳賀芳夫君）　苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　私は反対の立場で討論させていただきます。私は、今回の議案について現時点では賛成できません。国との協議により急いで対応する必要があることは理解しています。また、町が貸付制度を整えて、言おうとしていることも理解しています。

しかし、今回使われるのは住民の大切な公金です。貸付であっても、なぜ町が 2300 万円を出す必要があるのか、そしてそのお金が年度内に確実に町へ戻るのかを、住民に説明できる状態でなければならないと考えます。

現時点では、町が貸し付ける具体的な目的や、町民全体の利益、協議会の返済財源や返済計画、返済できなかった場合の債権保全について十分に確認できているとは言えません。

私は、貸付そのものを否定しているのではありません。必要性と返済の確実性が明確になり、住民に納得のいく説明ができるのであれば、貸付を認める余地はあると考えています。しかし、現段階では、説明に必要な材料が不足しています。急ぐことがあることと、住民の交付金 2300 万円を使うことの妥当性は別です。

以上の理由から、現時点で本案を認めることはできないと判断し、反対いたします。

○議長（芳賀芳夫君）　日置君。賛成ですか。反対ですか。

○１１番（日置紳一君）　賛成です。ソーシャルタウン今金町は、障がい者雇用と、人口減少を心配した､そして養護学校の卒業生を 1 人でも多く雇用の場をつくりたいと、そんな思いで、国の補助金の受皿としてできた協議会だというふうに理解をしてます。そのこと自体､悪では決してありませんので､善意での団体だと思ってます｡しかし、その中で、一人の人間が不正を働いた。それイコール全部この団体が悪いわけではございません。そのことで、私は、今回の補助金を全額返還すると決められたこのソーシャルタウンにすごい決断をしたんだなと私は敬意を持ってますよ。

なぜ、今回のこの 2300 万、それは 8 月中に返還すれば、1100 万の加算金が発生しないということを約束をもらっています。そういうことです。それを急に言われて、民間の融資、そういう金融のところに行って、なかなかどなたが補償するかも決まってない段階で、用意するのは難しいということで、町が会計上、監督をするっていうのは、この協議会の中で載ってますんで、その辺のことをやると今まで皆さん心配されてましたけど、なぜ出すんだと。ソーシャルタウンが出すって言ってるんだから、監督する立場で、しっかりと金利を取って、町民の皆さんに納得してもらえるような形で貸付をするということは、私は全然問題ない。

本来であれば担保を取れば問題ないわけですけども、そういうことはまだなかなか、営利団体でもないところでやってますんで、でも先ほど町長の答弁の中で、元会長、

現会長がそこは責任をとるということは、申し上げれると、私はそれほど重要な保証というのはないと思って、信用に値すると思ってますんで、個人的にはこの支出に対して認めるものであって、この議案に対して賛成をさせていただきます。

○議長（芳賀芳夫君）　賛成ですか、反対ですか。川上君。

○８番（川上絹子君）　反対です。私はこの件に関しましては、福祉のまちいまかねと言いながら、大切な福祉のお金に対しての裏切りを行ったっていうこと、これは犯罪を犯した人が確実に悪いには悪いんですけども、それを認めた、見逃したその組織、そして、役場、みんなの責任でも多少あります。

そしてその中で、これを賛成か反対かっていう形でとるときに、お金を出したら、何の理屈をつけたって認めたことなんですよ。賛成したことになるんですよ。私はやっぱり自分の信念として、この議案に対しては賛成することができません。

○議長（芳賀芳夫君）　御異議がありますので、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（芳賀芳夫君）　起立多数であります。

よって、議案第１号は原案のとおり可決いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（芳賀芳夫君）　以上をもって、日程の全部を議了いたしました。

これをもって、令和８年第６回今金町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労様でした。

閉会　午前１１時５１分